



負けられない戦いが今年も始まる エアリービーズ 開幕戦

10月12日(土)・13日(日)
正午試合開始
総合体育館

▶12日(土) / 久光製薬スプリングス戦
▶13日(日) / 岡山シーガルズ戦

にしお 240人を無料で招待

対市内在住または在学、在勤の方

定各日120人(抽選)

申9月1日(日)~13日(金)に、いずれかの方法で申し込んでください。

▶直接…総合・中央・鶴城の各体育館、一色B&G海洋センター、コミュニティ公園、幡豆公民館へ。申込書は各施設に用意。

▶パソコン・スマートフォンなど…あいち電子申請・届出システムで申し込み

他席は2階自由席。抽選結果は9月20日ごろ、はがきでお知らせします。

あいち電子申請・届出システムはこちら



チケット販売

申時▶ファンクラブ優先販売…9月7日(土)~11日(水)

▶一般販売…9月14日(土)~10月11日(金)

申Vリーグホームページ、チケットぴあ(Pコード…843-687)、コンビニで申し込み。購入方法の詳細は

Vリーグホームページで確認

Vリーグホームページはこちら



ファンクラブ会員を募集

ファンクラブの制度をリニューアル。新たな会員を募集します。

会員期間 9月1日(日)~2年8月31日(月)

年会費 1,500円~3万円

申「エアリービーズオフィシャルファンクラブ」ホームページから申し込んでください。

オフィシャルファンクラブホームページはこちら



市民討議会の参加者を募集

対市内在住の18歳以上の方の中から無作為に選んだ2,000人

時11月24日(日) 午前10時～午後2時

場市役所51ABC会議室

内まちづくりについて話し合い、まちづくりのヒントにします。

定30人(抽選)

申参加案内が届いた方のうち、市民討議会への参加を希望する方は9月27日(金)までに、申込書を参加案内に同封の返信用封筒で地域つながり課(☎65・2178)へ。参加を希望しない方はアンケートを返信用封筒で返送してください。

他討議会はどなたでも自由に見学できます。



県内初の導入

西尾市パートナーシップ宣誓制度

性的少数者の意思を尊重し、生きづらさを少しでも解消するため「西尾市パートナーシップ宣誓制度」を9月1日から開始します。これは、性的少数者のパートナーシップ関係(人生のパートナーであること)を市が認める制度で、希望する二人が宣誓書を提出し、市が証明書を交付します。

性的少数者とは、好意を持つ性が必ずしも異性のみではない方、または心の性が出生時の性とは異なる方のことです。民間団体の調査によると、日本人の13人に1人が性的少数者であるといわれています。性的少数者のことを表わす総称の1つに、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の4つの頭文字をとった「^{エル}LG^{ビー}B T」という言葉があります。



対次の①～③を全て満たす方

①成年に達している

②市内在住または市内へ転入予定である

③配偶者がなく当事者以外とパートナーシップ関係にない

申宣誓書提出日の1週間前までに電話で地域つながり課(☎65・2178)へ。手続きは次の手順です。

宣誓書の提出日を予約



宣誓書を提出



証明書の交付(郵送)

性的少数者に関する取り組み

「パートナーを生命保険の受取人にできる制度」や、「携帯電話会社の家族割引を受けられる制度」など民間事業者のサービスを利用できる機会が増えています。証明書には法律上の効果はありませんが、社会全体で性的少数者に関する取り組みが広がっています。

企画展「一色氏と一色町とのつながり」

時 9月14日(土)～10月14日(祝)

場 一色学びの館

内 室町時代を中心に栄えた一色氏と一色町、吉良氏や今川氏との関係が分かる資料を展示・解説します。

¥ 無料

● 展示解説

時 9月28日(土) 午後2時30分

申 事前申し込み不要

問 一色学びの館 (☎72・3880)

● 学び大学「中世の一色氏と一色町」

時 9月22日(日) 午後2時

場 一色地域交流センター

定 350人(先着)

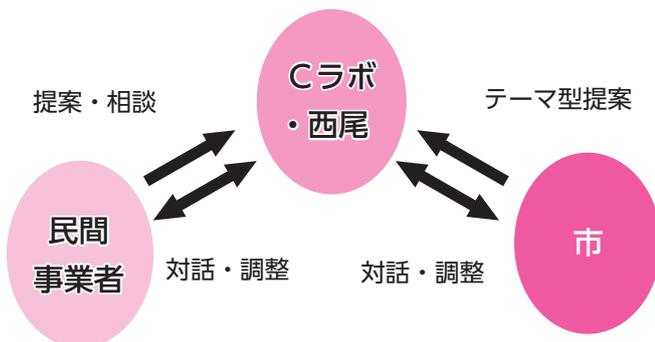
¥ 無料

講 愛知大学教授 山田邦明氏、郷土史家 水谷寛明氏

申 9月7日(土)から、講座名・氏名・電話番号を直接またはファクスで一色町公民館 (☎72・3411/FAX73・6969) へ。

官民連携ワンストップ対話窓口「Cラボ・西尾」を創設

多様化する行政ニーズに対応し、行政サービス向上などを目的とした民間事業者からの提案や相談を受け付けるワンストップ対話窓口を企画政策課内に創設し



ました。民間事業者の方で行政への提案や相談がありましたら、「Cラボ・西尾」をご利用ください。

問 企画政策課 (☎65・2154)



第55回一色マラソン大会

時 2年1月26日(日) 午前8時40分～正午

※雨天決行

場 一色町体育館周辺

種目・参加資格

▶ ハーフマラソン… 2時間30分以内で走れる16歳以上の方

※途中2か所のチェックポイントあり

▶ 10キロメートル… 高校生(男子)・一般

▶ 5キロメートル… 高校生・一般

▶ 3キロメートル… 中学生

▶ 2キロメートル… 小学生・ジョギング

定 4,300人(先着)

¥ ▶ ハーフマラソン(高校生を含む)… 3,500円

▶ 一般… 2,500円

▶ 高校生… 1,500円

▶ 小学生・中学生・ジョギング… 1,000円

申 ▶ 直接… 10月31日(木)までに、参加料を直接総合体育館(午前9時～午後5時)または一色B&G海洋センター(午前9時～午後8時)へ。月曜日、9月17日(火)・24日(火)・10月15日(火)を除く。

▶ インターネット… ランネットに会員登録し、10月31日(木)までに申し込んでください。手数料がかかります。

▶ 郵便局… 10月21日(月)までに、大会要項に添付の「払込取扱票」で参加料を振り込んでください。手数料がかかります。

他 詳しくは大会要項をご覧ください。要項は一色B&G海洋センターや総合体育館、中央体育館などに用意。大会ホームページでダウンロードもできます。

問 スポーツ課 (☎54・0002/総合体育館内)

幼児教育・保育の利用料を無償化

10月1日から、利用料を無償化します。条件は施設や年齢などで異なり、認定手続きなどが必要です。

対象となる施設・事業 幼稚園や認定こども園、保育園、市が認めている認可外保育施設など

保育の必要性の認定 保護者が就労や病気などのため家庭で保育ができないことを市が認定します。認定には申請が必要です。

無償化の範囲 世帯の状況や利用する施設・事業、児童の年齢で異なります。給食費や教材費、行事費な

ど無償化の対象にならない費用もあります。

申下表で手続きが必要な方は、直接各施設または保育課へ。

他内容を変更することがあります。詳しくは市ホームページで確認してください。現在、保育園などを利用している方には、利用施設から手続きなどの案内があります。

問保育課 (☎65・2110)

市ホームページ
はこちら



無償化の主な例

対象の施設・事業	3歳～5歳児				0歳～2歳児	
	保育の必要性の認定あり	手続	保育の必要性の認定なし	手続	保育の必要性の認定がある住民税非課税世帯	手続
保育園	無償	不要	—		無償	不要
認定こども園	無償	不要	無償	不要	無償	不要
公立幼稚園	無償	不要	無償	不要	—	
私立幼稚園	無償	必要	無償	必要	無償	必要
幼稚園や認定こども園の預かり保育	月額1万1,300円まで無償	必要	—		満3歳児のみ幼稚園などの利用実績に応じて月額1万6,300円まで無償	必要
認可外保育施設(※)	月額3万7,000円まで無償	必要	—		月額4万2,000円まで無償	必要

※地域型保育・企業主導型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業で、市が認定した施設。対象児童は認可保育所や認定こども園を利用できない児童

公共施設の使用料などを引き上げ

10月からの消費税率引き上げに伴い、使用料などを引き上げます。改定額は各担当課や各施設へお問い合わせください。

●令和元年10月1日から引き上げる主なもの

消費税率引き上げ(2%)に相当する額を引き上げます。

- ・休日診療・障害者歯科診療所文書料、佐久島診療所文書料(健康課/☎57・0661)
- ・下水道使用料(下水道管理課/☎65・2189)
- ・水道料金(水道管理課/☎65・2184)
- ・市民病院個室使用料・文書料など(市民病院管理課/☎56・3171)

●令和2年4月1日から引き上げる主なもの

消費税率が5%から8%へ引き上げられた際に引き上げていないため、5%からの引き上げ(5%)に相当する額を引き上げます。

- ・総合福祉センター使用料、幡豆いきいきセンター

使用料(福祉課/☎65・2114)

- ・げんきプラザ使用料(健康課/☎57・0661)
- ・市民活動センター使用料(地域つながり課/☎65・2178)
- ・佐久島クラインガルテン使用料(佐久島振興課/☎72・9607)
- ・西尾勤労会館使用料(商工観光課/☎65・2168)
- ・粗大ごみに係る手数料、し尿に係る手数料(ごみ減量課/☎34・8113)
- ・公民館・ふれあいセンター使用料、一色地域交流センター使用料(生涯学習課/☎55・3515)
- ・体育館使用料、ふれあい広場使用料、屋外体育施設夜間照明使用料、学校体育施設スポーツ開放使用料(スポーツ課/☎54・0002)
- ・文化会館使用料、歴史公園使用料(文化振興課/☎56・6660)

問財政課(☎65・2166)